

^資料▼

筑前国鞍手郡栗田家卷子史料再考

藤
本
隆
士

舞郎小舞

貳

今度

着駕旅印初入

京後銀武賣同

才急着上山腰

本主

御圓舞行者事

志士求主事特立

金馬清川浦

之精勤一生

萬事無所不順

本漢碑一代筆

因移駕移事

御圓舞行者事

戌十一月

〔一〕(1)

鞍手郡中山村

又 助

去酉年迄戌年迄、米穀・諸品共一統別る高価之節、貧窮之者に米救切ニ差遣、鳥目無利ニ貸渡、又者米直段下ニ
壳渡レ段相達、奇特之至及御沙汰レ、依之以格別御吸物・御酒頂戴申付レ事

(文化十四年カ)
丑八月

〔三〕(6)

申渡覺

中山村組頭

又

助

其方儀、今般詮儀之上、小牧村入庄屋役申付レ条、事立入遂才判村方居合レ様入念可相勤レ事

〔割印〕
(文政三年カ)
辰四月

村上甚十郎印

〔三〕(8)

鞍手郡

中山村

組頭

又

助

銀武貫目

去ル戌年、銀子御入用有之、出銀申付レ処、右之通差出レ段相達、志宜奇特之至及御沙汰レ、依之以格別於会所御吸物・御酒頂戴申付レ事

(文政三年八月)

〔四〕(7)

鞍手郡小牧村

庄屋

又助

 不居合アリ
 小嶋
 源五右衛門

組頭

藤 茂 兵 武
八 作 七 七

百姓

伊右衛門

御疱瘡被遊レバフ付、奉祝青豆小俵一差上之、(ママ)寄特之至及御沙汰レバフ事

(文政四年又は五年カ)
六月

(五) (14)

鞍手郡小牧村

庄屋

又 助

今度、若殿様御初入奉祝銀式貫目、寸志差上レバフ段相達、御恩難有奉存志を相立、奇特之至及御沙汰レバフ、依之以

格別其方一生苗字名乘い儀、且相続之忤一代其方同様脇指帶い儀御免被成い事

(文政九年九月
戊戌十一月)

〔六〕(12)

覚

小牧村庄屋

栗田又助

其方儀、近年病身ニ相成、庄屋役難相勤、退役相願いニ付、遂僉議い処、無拋趣ニ付願之通退役申付い事

(文政十二年九月
丑六月)

〔七〕(2)

鞍手郡中山村

栗田又助

米壱俵壱斗

去ル子秋風災後、米穀払底ニシテ穀物貯無之暮方難渋之者ともり救切として、右之通差遣志を相立い段相達、非常之

年柄奇特之至及御沙汰け事

(天保二年九月四日)

〔八〕(3)

覚

中山村

栗田又助

其方儀、今般詮議之上、直方触産子養育方受持申付け条、重疊心を寄入念可相勤け事

(天保二年九月九日)

〔九〕(4)

覚

一 為給米拾五俵充年々相渡

一 村庄屋之上席、脇産帶け儀差免

一廻村之節、村賄ニ申付イ

一諸御用取調子ニ付、触内村継状差免
右之通可相心得レ事

(天保二年九月)

〔一〇〕(5)

覚

中山村

養育方

栗田又助

其方儀、諸猶改加役申付レ条、村々猥之儀無之様心を奇可申レ、依之為苦勞六錢三拾日充相渡之事

(天保二年九月)

〔一〕(10)

中山村

養育方

栗田又助

詮議之上、新北村々入庄屋役申付、組頭中申談、弥村柄居合ひ様出精入念可相勤ひ、尤養育方受持ハ差免、是迄出

精相勤ひ段相達承届ひ事

(年月不詳)

〔一〕(11)

申渡覚

新北村

庄屋

栗田又助

組頭中

其村次右衛門母、当年及九十歳付、別紙御書付御月番三左衛門殿御渡被成付、右御趣意行届ひ様重畳可遂才

判レ、且又手元カ極老を祝、丁錢壹貫八百文相与レ事

(天保十二年九月正月)

弥左衛門印

〔一三〕(13)

覺

新北村庄屋

栗田又助

去秋已來病身ニ相成、其上足痛いたし、庄屋役難相勤、退役之義相願、遂僉義レ処、無拋趣ニ相聞レ付願之通退

役申付レ夏

(天保十二年九月正月)

米六俵

鞍手郡
中山村

栗田又助

近年産子養育御救米減少ニ相成レ処、右之通寸志指出志を相立レ段相達、^(マ)寄特之至及御沙汰レ、依之御吸物・御酒頂戴申付レ事

(天保十五年九月
辰十一月)

解題

本史料は、福岡県鞍手郡鞍手町中山の栗田基子氏所蔵の文書の一部である。畏友、西野友徳・山本精一郎両氏（共に同町居住）の紹介で、栗田家を探訪し、全史料を、福岡大学総合研究所に拝借したものである。ここに掲げる巻子本二巻は、栗田家先代が、多くの書付史料から、同家の由緒に関わると思われるものを選ばれ、表装された巻子本である。残念ながら書付一紙文書であるから「包紙」があつたと思われるが、現在は失われている。そのため、干支が不明確となり年代を確定する必要が生じていて。ただこの巻子二巻が入れてある桐箱の表に、「文政年間」と墨書してあるので、それを手がかりとして、平百姓であつた栗田家が庄屋や産子養育方の重責を担う

ようになるためには、「ムラ」の中で奇特性を積み重ねてゆく過程が辿られねばならないし、その行為が、「ムラ」共同体の中で、自他認められが必要であった。さらに重要なことは平百姓の同家が、貧窮者に米を安く売つたり、錢を無利息か低利で貸付けたりしているが、そのような行いができるのは、既に相当の地主的經營にまで上層化（上昇化）していたと考えるほかはなかろう。

右の事情を勘案すると、史料の箱の表に書かれている「文政年間」（文政は十二年まで）という短期間に、二つの村の入庄屋を勤めて移動したり、養育方をも担当するには、少し時期が短かすぎると考えられる。そこで箱書きの「文政年間」という文言は「文政年間を中心にして」と広く解釈して、史料の順位を確定した方がよいと考えるようになつた。その結果、肩書のない中山村又助「一」から、次第に組頭・庄屋・養育方という地位についてゆく理由が理解できるようになる。そのため、箱書に捉われずに十二支（なかには何もついていないものもあるが）を手掛けたりとして順位を右に掲げるよう改めた。

以上の理由から、文政年間前後の黒田藩の動きと関連づけて、卷子表装順ではなく、文化から天保までの年代順に並べかえて、右肩にゴチで、「一」とつけて、一文書毎に掲げることにした。この番号を「何号文書」と呼称するが、卷子と照合されれば、対応するよう文書番号の下に（）を付けて、卷子貼付の順番を明らかにしておいた。

さて、現在の栗田家は、前記のように鞍手町中山に居住されておられるが、同家には、中世、足利尊氏の家臣であつて、尊氏が九州に下つた時に共にこの地方まで來たが、再び同軍勢が東上を開始する時、それに従わず、

この地方に留まつたという伝承がある。

ところで鞍手町は、その成り立ちが、少々複雑である。というのは、直方藩があつたため、その藩領に属していた村と本藩に属していた村とが、変動したからである。勿論、近代に入つての町村分離合併の変遷は、考察の対象外である。近世においては「ムラ」は簡単な存在ではない。ことに直方藩が廃止された時は、その旧領内村と近隣諸村との統合、「触ふれ」内所属の移動は想像以上に微妙なものであつたであろう。そのような中で栗田家は他村への入庄屋として頭角を現わしてゆく。ここに掲げた史料を辿つて、簡単にみてゆきたい。

〔一〕(1)

肩書がただ鞍手郡中山村で、名も「又助」のみである。年号はないが干支も十二支のみ（以下同じ）の丑年である。だが酉年より戌年までに、米穀や諸品が高価になつたので、貧窮者救済に米を差し出し、鳥目二錢を無利子で貸し出している。さらに米を安く売り出している。このような物価高は文政期を中心に考えると、その前の文化十年から十一年にかけての藩札価値の下落と、十一年の洪水による不作であろう。とすれば、一号文書は文化十四年のものと考えられる。このような救済ができた又助家は、既に地主層に成長していくことを示唆している。農村で米を販売するほど同家には余力があつたのである。このような善行によつて、吸物と酒を頂戴しているのが、一号文書の大要である。

〔二〕(6)

又助が辰四月、初めて「中山村組頭」の肩書をつけ、本旨は小牧村の入庄屋の申付けである。破格の出世である。これは、それまで献金や救米などの拠出による努力が結実したものであろう。

この二号文書の肩書から、文政三年の辰年と考えられるが、次の三号文書との関係が残ることになる。

〔三〕(8)

前の二号文書で、辰四月に中山村組頭であり、さらに小牧村の入庄屋を申付けられているのに、この文書は「中山村組頭」の肩書で名も、ただ「又助」である。その意味で上述の如く不分明の「辰八月」である。このことに、一つの解釈を述べておけば、肩書が前の中山村であるから、八月迄は小牧村に移つていなくて、在村の組頭として出銀を行い、吸物と酒を頂戴したと考へるべきであろう。それも会所で与えられている。それにしても銀一貫目を出したのは「去ル戌年」であるから文化十一年となる。ムラの末端では、褒賞に、このような年月を要したのであろうか。それともムラの役についたためであろうか。

〔四〕(7)

これは藩主が疱瘡に罹かり快復したので、「奉祝」として「鞍手郡小牧村庄屋 又助」として明記され、外に組頭四人と百姓一人の連名で青豆小俵一俵を差上げたというのである。だがこれには六月とあるのみで干支はない。

だが藩主黒田斉清が疱瘡に罹病したのは文政四年であるから、ここに位置づけたが『鞍手町誌』上巻は年表で「五年」としている。あるいはこの年かもしれない。

〔五〕 (14)

この文書は、若殿が初めてお国入りするので、銀二貫目を差し上げていることに対する沙汰書であつて、小牧村の庄屋として取り扱われ、本人一生、苗字を名乗ることが許された上、姓が相続した場合には又助と同様に脇差を帯びることが許されている。

この若殿は次代の長溥であるが、実際は文政十年亥八月十六日に江戸出立、九月二十八日に入国しているから、この文書の戌十一月は、若殿入国が決定された時の十一月、つまり入国前年の文政九年と考えられる。江戸からの旅程に必要な費用は早々に集められたのであろう。

〔六〕 (12)

この文書は、天保二年の六月であるが、小牧村庄屋としての栗田又助は、病になり、庄屋役を退くことを願い出て許されている。

〔七〕(2)

一号文書と同じ中山村であるが、栗田又助と姓が書かれている。姓が許された年代は文政九年（五号文書）であつた。しかし、病で庄屋役を退いたので中山村に帰つたのであろう。

これも天保元寅年の夏の大雨による難民救済として米一俵一斗を拠出したのに対して与えられたお褒めの「沙汰」状である。だから「卯四月」は天保二年と考える。

〔八〕(3)

七号文書と同じ天保二年卯九月と考へる。栗田姓が使われていて、居所は同じ中山村である。しかしこの文書が重要なのは、ふたたび役につき始めたことである。すでに直方藩は前述の如く廢藩になつて、大庄屋支配領域としての直方触となつてゐるが、そこでの産子養育方を受け持たされたのである。

〔九〕(4)

この前掲八号文書と同時に発給されたものと考へられる。つまり養育方を命じられたことに伴つて与えられる給米や身分の規定である。村庄屋の上席・脇差の許可・廻村の時の賄、その他取り調べを行うについての触内村継状を免じられている。

以上の理由から、天保二年卯九月と考へられる。

〔10〕(5)

九号文書に続く翌月の卯十月、更に諸猶改役を追加された。村々の乱れをも注意するよう心掛けよ、というのである。兼役とはいえ治安状態にも怠りなく注意を払うという役の兼務であり、その苦勞錢として、六錢三〇日を給されることとは、次第に藩の農村支配機構の中で重きをなしてきたことを示している。

この六錢というのは福岡藩で最も使用された匁錢で、他に八錢がある。錢でありながら銀と同じ秤量単位の匁を使う計算貨幣である。⁽³⁾ この六錢は、錢六〇文を一匁として計算される錢貨流通の方式である。それ故、ここで六錢三〇日というのは

$$60文 \times 30 = 1,800文$$

つまり錢一貫八〇〇文である。時に、この六〇文錢や八〇文錢は、銀一匁の錢相場と理解している地方史誌を見るが、これは正されなければならない。

以上から、この文書も天保二年卯十月と理解してよかろう。

〔11〕(10)

これは中山村居住で養育方を勤める栗田又助が、すでに文政三年に小牧村の入庄屋を退いて、今度は新北村^{にぎた}の入庄屋をせよという沙汰である。そのため、養育方の役は免じられ、新しい役に専心せよというのである。

残念ながら、この書付には、年月日が記されていない。包紙には当然書いてあつたと思われるが、失われてい

る。そこで考えられるのは、次の一二号文書が天保十二年正月とすれば、前の一〇号文書が天保二年であるから、それ以後、そして次の一二号文書の前となる。文政九年から十一年の間と考えてよい。この史料は、このように推定するにとどめておきたい。

〔一三〕(11)

新北村入庄屋として、組頭中と共に次右衛門の母が九十歳である褒賞として、丁銭一貫八〇〇文が与えられると申し渡されている。新北村の庄屋と記されて、その役を勤めている。丑正月だから天保十二年と考える。

〔一三〕(13)

前号と同様、新北村の庄屋役も、去秋以来というから、天保十二年から病身となり、足の痛みのため庄屋役退役を願い出て許されている。

〔一四〕(9)

これは中山村に帰つて、ただ栗田又助として米六俵を、産子養育の米が不足しているために拠出したことへの褒状である。やはり吸物と酒を頂戴している。天保十二年辰十一月と考える。

以上で、卷子二巻は終わっている。これらから、他の諸史料との関連を探れば、多くのことが明らかになるで

あろう。今回は史料とその内容・年代を簡単に紹介するに留めた。

福岡藩東部、小倉藩に隣接する遠賀・鞍手・嘉摩・穂波さらに中山村の北西にある宗像の諸郡は、殊に近世中期以降、生蠣・紙・鶏卵・菜種・皮革など、そしてなんといつても筑豊石炭として近代のエネルギー革命の原点となつた石炭山の掘り出しが始められている地域である。このような特産品を抱える「ムラ」、そして諸村を束ねる触口（大庄屋）の役は、流通の面から一層の研究の必要を痛感する。

最後になつたが、本稿は「筑前国鞍手郡栗田家資料について——栗田又助文書及び解題」（『福岡大学商学論叢』第四〇巻第三号）の全面的訂正・加筆である。箱書の「文政年間」にとらわれた前稿を再考して、年代を文化から天保期に拡げると、一応栗田家の上昇過程が理解されると思つたからである。これにつき近藤典二氏の御批判・御教示をいただいたことに深謝するものである。

注

- (1) 藩主斎清が疱瘡に罹つたため太宰府天満宮で安全祈禱が文政四年に行われている。西高辻家文書、延寿王院『御記録』文政四年の項。これは福岡大学人文学部梶原良則氏の御教示をいただいた。ここに記して感謝する。
- (2) 『福岡県史』第二巻上冊、一七九頁、昭和三八年三月
- (3) 拙稿「近世西南地域における銀錢勘定」（『福岡大学商学論叢』第一七巻第一号、昭和四八年一二月）・同「近世貨幣流通の実態と計算例——地域史研究のために——」（『福岡県地域史研究』第一号、昭和五八年五月）